

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>（建築基準関係規定）</p> <p>第九条 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。</p> <p>一 十四 略</p> <p>十五 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第三条の二第一項</p> | <p>（建築基準関係規定）</p> <p>第九条 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。</p> <p>一 十四 略</p> |
| <p>（建築物の建築に関する確認の特例）</p> <p>第十三条の二 法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項（法第八十七条第一項及び法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次の各号（法第八十七条第一項において準用する場合にあつては第一号及び第二号、法第八十七条の二において準用する場合にあつては第二号。以下この条において同じ。）に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。</p> <p>一 一 略</p> <p>二 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物のうち防火地域及び準防火地域以外の区域内における一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の二分の一以上であるもの又は五十平方メートルを超えるものを除く。） 次に定める規定</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 第二章（第三十二条及び第三十五条を除く。）、第三章（第八節を除き</p> | <p>（建築物の建築に関する確認の特例）</p> <p>第十三条の二 法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項（法第八十七条第一項及び法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次の各号（法第八十七条第一項において準用する場合にあつては第一号及び第二号、法第八十七条の二において準用する場合にあつては第二号。以下この条において同じ。）に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。</p> <p>一 一 略</p> <p>二 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物のうち防火地域及び準防火地域以外の区域内における一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の二分の一以上であるもの又は五十平方メートルを超えるものを除く。） 次に定める規定</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 第二章（第三十二条を除く。）、第三章（第八節を除き、第八十条の二</p> |

、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第四章から第五章の二まで、第五章の四（第二節を除く。）及び第四百四十四条の三の規定

ハ 略

四 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物のうち前号の一戸建ての住宅以外の建築物 次に定める規定

イ 略

ロ 第二章（第二十条の三、第三十二条及び第三十五条を除く。）、第三章（第八節を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第一百十九条、第五章の四（第二百十九条の二の五第一項第六号及び第七号並びに第二節を除く。）及び第四百四十四条の三の規定

ハ 略

（法第三十一条第二項各の規定に基づく汚物処理性能に関する技術的基準）

第三十二条 尿尿浄化槽の法第三十一条第二項の政令で定める技術的基準及び合併処理浄化槽（尿尿と併せて雑排水を処理する浄化槽をいふ。以下同じ。）について法第三十六条の規定により定めるべき構造に関する技術的基準のうち処理性能に関するもの（以下「汚物処理性能に関する技術的基準」と総称する。）は、次のとおりとする。

一 通常の使用状態において、次の表に掲げる区域及び処理対象人員の区分に応じ、それぞれ同表に定める性能を有するものであること。

| | | |
|--------|--------------|----------------|
| 処理対象人員 | 性 能 | |
| | 生物化学的酸素要求量の除 | 尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽 |

にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第四章から第五章の二まで、第五章の四（第二節を除く。）及び第四百四十四条の三の規定

ハ 略

四 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物のうち前号の一戸建ての住宅以外の建築物 次に定める規定

イ 略

ロ 第二章（第二十条の三及び第三十二条を除く。）、第三章（第八節を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第一百十九条、第五章の四（第二百十九条の二の五第一項第六号及び第七号並びに第二節を除く。）及び第四百四十四条の三の規定

ハ 略

（汚物処理性能に関する技術的基準）

第三十二条 尿尿浄化槽の法第三十一条第二項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 通常の使用状態において、次の表に掲げる区域及び処理対象人員の区分に応じ、それぞれ同表に定める性能を有するものであること。

| | | |
|--------|--------------|---------|
| 処理対象人員 | 性 能 | |
| | 生物化学的酸素要求量の除 | 尿尿浄化槽から |

| 尿 ^レ 尿浄化槽又は合併処理浄化槽を設ける区域 | (単位 人) | 去率(単位パーセント) | からの放流水の生物化学的酸素要求量(単位一リットルにつきミリグラム) |
|--|------------------|-------------|------------------------------------|
| 特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域 | 五〇以下 | 六五以上 | 九〇以下 |
| | 五一以上 五〇〇以下 | 七〇以上 | 六〇以下 |
| | 五〇一以上 | 八五以上 | 三〇以下 |
| 特定行政庁が衛生上特に支障がないと認めて規則で指定する区域 | | 五五以上 | 一一〇以下 |
| その他の区域 | 五〇〇以下 | 六五以上 | 九〇以下 |
| | 五〇一以上 一、〇〇〇以下 | 七〇以上 | 六〇以下 |
| | 一、〇〇一以上 | 八五以上 | 三〇以下 |
| <p>一 この表における処理対象人員の算定は、国土交通大臣の定める方法により行つものとする。</p> <p>二 この表において、生物化学的酸素要求量の除去率とは、尿^レ尿浄化槽又は合併処理浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値から尿^レ尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の</p> | | | |

| 尿 ^レ 尿浄化槽を設ける区域 | (単位 人) | 去率(単位パーセント) | の放流水の生物化学的酸素要求量(単位一リットルにつきミリグラム) |
|--|------------------|-------------|----------------------------------|
| 特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域 | 五〇以下 | 六五以上 | 九〇以下 |
| | 五一以上 五〇〇以下 | 七〇以上 | 六〇以下 |
| | 五〇一以上 | 八五以上 | 三〇以下 |
| 特定行政庁が衛生上特に支障がないと認めて規則で指定する区域 | | 五五以上 | 一一〇以下 |
| その他の区域 | 五〇〇以下 | 六五以上 | 九〇以下 |
| | 五〇一以上 一、〇〇〇以下 | 七〇以上 | 六〇以下 |
| | 一、〇〇一以上 | 八五以上 | 三〇以下 |
| <p>一 この表における処理対象人員の算定は、国土交通大臣の定める方法により行つものとする。</p> <p>二 この表において、生物化学的酸素要求量の除去率とは、尿^レ尿浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値から尿^レ尿浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の数値を減じた数値を尿^レ尿浄化槽への流入</p> | | | |

数値を減じた数値を尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合をいづものとする。

二 略

- 2 特定行政庁が地下浸透方式により汚物（便所から排出する汚物をいづれと併せて雑排水を処理する場合にあつては雑排水を含む。次項及び第三十五条第一項において同じ。）を処理することとしても衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域内に設ける当該方式に係る汚物処理性能に関する技術的基準は、前項の規定にかかわらず、通常の使用状態において、次の表に定める性能及び同項第二号に掲げる性能を有するものであることとする。

| 性 | | 能 |
|--|---|-------------------------------|
| 一次処理装置による浮遊物質量の除去率（単位 パーセント） | 一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質量（単位 リットルにつきミリグラム） | 地下浸透能力 |
| 五五以上 | 一五〇以下 | 一次処理装置からの流出水が滞留しない程度のものであること。 |
| この表において、一次処理装置による浮遊物質量の除去率とは、一次処理装置への流入水に含まれる浮遊物質量の数値から一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質量の数値を減じた数値を一次処理装置への流入水に含まれる浮遊物質量の数値で除して得た割合をいづものとする。 | | |

- 3 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項又は第三

水の生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合をいづものとする。

二 略

- 2 特定行政庁が地下浸透方式により汚物を処理することとしても衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域内に設ける当該方式に係る尿尿浄化槽の法第三十一条第二項の政令で定める技術的基準は、前項の規定にかかわらず、通常の使用状態において、次の表に定める性能及び同項第二号に掲げる性能を有するものであることとする。

| 性 | | 能 |
|--|---|-------------------------------|
| 一次処理装置による浮遊物質量の除去率（単位 パーセント） | 一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質量（単位 リットルにつきミリグラム） | 地下浸透能力 |
| 五五以上 | 一五〇以下 | 一次処理装置からの流出水が滞留しない程度のものであること。 |
| この表において、一次処理装置による浮遊物質量の除去率とは、一次処理装置への流入水に含まれる浮遊物質量の数値から一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質量の数値を減じた数値を一次処理装置への流入水に含まれる浮遊物質量の数値で除して得た割合をいづものとする。 | | |

- 3 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項又は第三

項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する尿浄化槽又は合併処理浄化槽に関して、第一項の表に掲げる生物化学的酸素要求量についての基準より厳しい排水基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以外の項目についても排水基準が定められている場合における汚物処理性能に関する技術的基準は、第一項の規定にかかわらず、通常の使用状態において、汚物を当該排水基準に適合するよう処理する性能及び同項第一号に掲げる性能を有するものであることとする。

(漏水検査)

第三十三条 第三十一条の改良便槽並びに前条の尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽は、満水して二十四時間以上漏水しないことを確かめなければならない。

(合併処理浄化槽の構造)

第三十五条 合併処理浄化槽の構造は、排出する汚物を下水道法第二条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合にも、第三十二条の汚物処理性能に関する技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

2 その構造が前項の規定に適合する合併処理浄化槽を設けた場合は、法第三十一条第二項の規定に適合するものとみなす。

(構造方法に関する技術的基準)

第三十六条 略

2 法第二十条第二号に掲げる建築物以外の建築物の構造方法は、次の各号の

の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する尿浄化槽に関して、第一項の表に掲げる生物化学的酸素要求量についての基準より厳しい排水基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以外の項目についても排水基準が定められている場合における尿尿浄化槽の法第三十一条第二項の政令で定める技術的基準は、第一項の規定にかかわらず、通常の使用状態において、尿尿を当該排水基準に適合するよう処理する性能及び同項第一号に掲げる性能を有するものであることとする。

(漏水検査)

第三十三条 第三十一条の改良便槽及び前条の尿尿浄化槽は、満水して二十四時間以上漏水しないことを確かめなければならない。

第三十五条 削除

(構造方法に関する技術的基準)

第三十六条 略

2 法第二十条第二号に掲げる建築物以外の建築物の構造方法は、次の各号のい

いずれかに該当するものとしなければならない。

一 略

二 耐久性等関係規定（この条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第五項及び第六項、第三十九条第一項、第四十一条、第四十九条、第七十条、第七十二条（第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）、第七十四条から第七十六条まで（第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）、第七十九条（第七十九条の四において準用する場合を含む。）、第七十九条の三並びに第八十条の二の規定（建設大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、第八十二条の六に規定する限界耐力計算又は第八十一条第一項ただし書に規定する構造計算（建設大臣が限界耐力計算による場合と同等以上に安全性を確かめることができるものとして指定したものに限る。）によつて安全性が確かめられた構造方法

三 略

3・4 略

（危険物の数量）

第百十六条 法第二十七条第二項第二号の規定により政令で定める危険物の数量の限度は、次の表に定めるところによるものとする。

| 略 |
|---|
| この表において、可燃性ガス及び圧縮ガスの容積の数値は、温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した数値とする。 |

2・3 略

いずれかに該当するものとしなければならない。

一 略

二 耐久性等関係規定（この条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第五項及び第六項、第三十九条第一項、第四十一条、第四十九条、第七十条、第七十二条（第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）、第七十四条から第七十六条まで（第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）、第七十九条（第七十九条の四において準用する場合を含む。）、第七十九条の三並びに第八十条の二の規定（建設大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）に適合し、かつ、第八十二条の六に規定する限界耐力計算又は第八十一条第一項ただし書に規定する構造計算（建設大臣が限界耐力計算による場合と同等以上に安全性を確かめることができるものとして指定したものに限る。）によつて安全性が確かめられた構造方法

三 略

3・4 略

（危険物の数量）

第百十六条 法第二十七条第二項第二号の規定により政令で定める危険物の数量の限度は、次の表に定めるところによるものとする。

| 略 |
|---|
| この表において、可燃性ガス及び圧縮ガスの容積の数値は、温度が零度で、かつ、気圧が水銀柱で七百六十三ミリメートルの状態に換算した数値とする。 |

2・3 略

(エレベーターのかごの構造)

第二百二十九条の六 エレベーターのかごは、次に定める構造としなければならない。

- 一 四 略
- 五 略

(型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定)

第二百三十六条の二の九 法第六十八条の十第一項に規定する政令で定める建築物の部分は、次の各号に掲げる建築物の部分とし、同項に規定する政令で定める一連の規定は、それぞれ当該各号に掲げる規定とする。

一 建築物の部分で、門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるものを除く。)以外のもの 次に掲げる規定

イ 略

ロ 第二章(第十九条、第二十条及び第三十一条から第三十五条までを除く。)、第三章(第五十二条第一項、第六十一条、第六十二条の八、第七十四条第二項、第七十五条及び第七十六条を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。)、第四章、第五章(第六節を除く。)、第五章の二から第五章の三まで、第五章の四(第二百二十九条の二の五第三項第三号を除き、第二百二十九条の二の四第一項及び第二百二十九条の二の五第二項第六号にあつては国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)、第七章の二及び第七章の九の規定

二 次の表の建築物の部分の欄の各項に掲げる建築物の部分 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定(これらの規定中建築物の部分の構造に係

(エレベーターのかごの構造)

第二百二十九条の六 エレベーターのかごは、次に定める構造としなければならない。

- 一 四 略
- 六 略

(型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定)

第二百三十六条の二の九 法第六十八条の十第一項に規定する政令で定める建築物の部分は、次の各号に掲げる建築物の部分とし、同項に規定する政令で定める一連の規定は、それぞれ当該各号に掲げる規定とする。

一 建築物の部分で、門、塀、改良便槽及び屎尿浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるものを除く。)以外のもの 次に掲げる規定

イ 略

ロ 第二章(第十九条、第二十条及び第三十一条から第三十四条までを除く。)、第三章(第五十二条第一項、第六十一条、第六十二条の八、第七十四条第二項、第七十五条及び第七十六条を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。)、第四章、第五章(第六節を除く。)、第五章の二から第五章の三まで、第五章の四(第二百二十九条の二の五第三項第三号を除き、第二百二十九条の二の四第一項及び第二百二十九条の二の五第二項第六号にあつては国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)、第七章の二及び第七章の九の規定

二 次の表の建築物の部分の欄の各項に掲げる建築物の部分 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定(これらの規定中建築物の部分の構造に係る

る部分に限る。)

| | | | | |
|---|---|--|---------|-------|
| 略 | 略 | 略 | 建築物の部分 | 一連の規定 |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 略 | 略 | イ 法第三十七條の規定 ロ 第三十二條、第三十五條第一項及び第二百二十九條の二の四第一項（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定 | 合併処理浄化槽 | |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |

(鉄筋コンクリート造の柱等)

第四百四十条 第三百三十八條第一項第二号に掲げるものについては、第三十六條の二から第四十一條まで、第四十七條、第三章第五節（第七十條を除く。）、第六節（第七十六條から第七十八條の二までを除く。）及び第六節の二（第七十九條の四の規定中第七十六條から第七十八條の二までの準用に関する部分を除く。）、第八十條の二、第五章の四第三節、第七章の八並びに前条第三項の規定を準用する。

(確認等を要する建築設備)

第四百四十六条 法第八十七條の二（法第八十八條第一項及び第二項において準

部分に限る。)

| | | | | |
|---|---|---|--------|-------|
| 略 | 略 | 略 | 建築物の部分 | 一連の規定 |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |

(鉄筋コンクリート造の柱等)

第四百四十条 第三百三十八條第一項第二号に掲げるものについては、第三十六條の二から第四十一條まで、第四十七條、第三章第五節（第七十條を除く。）、第六節（第七十六條から第七十八條の二までを除く。）及び第六節の二（第七十九條の四の規定中第七十六條から第七十八條の二までの準用に関する部分を除く。）、第八十條の二、第五章の四第三節、第七章の八並びに第三百三十九條第三項の規定を準用する。

(確認等を要する建築設備)

第四百四十六条 法第八十七條の二（法第八十八條第一項及び第二項において準用

用する場合を含む。)の規定により政令で指定する建築設備は、次に掲げるものとする。

一 略

二 法第十二条第二項の規定により特定行政庁が指定する建築設備(屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽を除く。)

2 略

用する場合を含む。)の規定により政令で指定する建築設備は、次に掲げるものとする。

一 略

二 法第十二条第二項の規定により特定行政庁が指定する建築設備(屎尿浄化槽を除く。)

2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、浄化槽法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行前に建築基準法第三十一条第二項の規定による国土交通大臣の認定を受けた尿尿浄化槽のうち合併処理浄化槽であるものは、この政令による改正後の建築基準法施行令第三十五条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けているものとみなす。